


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25 年 7 月 5 日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
大阪府内における大阪府森林組合森林経営活動による CO2 吸収量の増大事業 2010-1 ～スローウッドの森林(もり)づくり～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	大阪府森林組合(オオサカフシンリンクミアイ)		
住所	大阪府高槻市大字原 1052 番地の 1		
代表者氏名	古川 光和	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	葛城 修平	担当者 所属部署・役職	理事参事
担当者 E-mail	info@o-forest.org	担当者電話番号	072(698)0950
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	財団法人大阪府みどり公社(オオサカフミドリコウシャ)		
プロジェクト参加者名	奥野 壽一(オクノ ヒサカズ)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	大阪府森林組合(オオサカフシンリンクミアイ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	株式会社 JACO CDM		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0142
プロジェクト登録日	平成23年7月29日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>今回のプロジェクトとして申請する対象地は、大阪府北部と南部に分けられる。</p> <p>北部(能勢町天王地区)は戦後の拡大造林により植林された地区であり、南部(河内長野市石見川地区)は古くから吉野林業の流れを汲んだ高密度植栽、多間伐の林業を展開している地区で、従前から地元が集約化施業に取り組んでいる地域である。</p> <p>森林経営の考え方や施業方法などは異なるものの、どちらの地域も林業経営は採算がとれず厳しい状況にある。そのため本プロジェクトにより森林整備、特に間伐作業を進めて二酸化炭素の吸収量の増大を図りながら、増加した吸収量を金銭価値化することで、今後の間伐を中心とした森林整備や木材搬出などの林業経営に係る経費の一部に充てることにより森林所有者の負担を軽減し、将来に向けた健全な森林育成に努めたいと考える。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>1.1 ポジティブリストの番号 No. R. 001 Ver. 6.3</p> <p>C.1.2 条件1 プロジェクト対象地は、森林法第 5 条又は 7 条の 2 に定める森林である。</p> <p>C.1.3 条件2 ① クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用及び主伐は計画していない。</p> <p>② 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。</p> <p>C.1.4 条件3 対象地区における森林施業計画については当該市町(河内長野市及び能勢町)に認定を提出し、認定を受けている。</p> <p><河内長野市> 施業計画の認定番号 22-1</p> <p><能勢町> 施業計画の認定番号 1-2</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林・林業基本法及び森林法に該当し、それぞれの法令を遵守している。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

■使用機械

○間伐作業

機械名称	メーカー	型番	法定耐用年数	導入年月日	備考
チェーンソー	共立ほか	CSVE397 他	5 年	-	-

機械名称	メーカー	型番	法定耐用年数	導入年月日	備考
面積測量機	牛方	S-25	5 年	平成 21 年 10 月	-
樹高測定器	ハグロフ社	Vertex IV	5 年	平成 23 年 1 月	-
胸高直径測定器	牛方	ワイド輪尺	設定なし	昭和 60 年ごろ	-

・使用機械については、必要な年次点検を実施するとともに使用前点検を行い、精度を確保することとする。

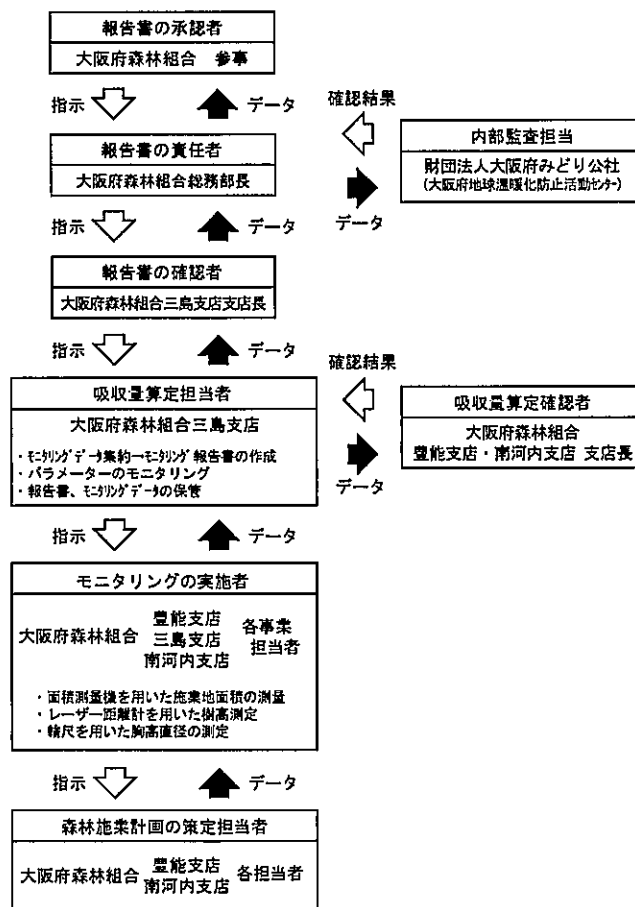
【モニタリング方法】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver4.3 に準拠して実施する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論No. R001Ver.6.3 に示される算定式に準拠している。

【モニタリング体制】



	<p>【QA / QC 体制】</p> <p>○ 教育・訓練の実施状況と記録</p> <p>吸収量算定担当者が、モニタリング手順書(モニタリング体制、手順、測定機器の点検、報告の作成など)を作成し、モニタリングの実施者に対して教育を行った。本教育の実施は、原則として毎年度、その年の施業方針を決定する時期(施業前)に現地で行った。</p> <p>また J-VER に関わる教育も実施した。</p> <p>○ 情報の保管</p> <p>記録・データ・報告書の保管は、原則として体制図に示される、最終的な保存は紙ベース、電子データとも平成 35 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>保管担当者は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野帳データ(面積、胸高直径、樹高)……モニタリング担当者 ○各種係数(BEF、WD、R)、算定吸収量……吸収量算定担当者 ○モニタリング記録……吸収量算定担当者(モニタリング検証時に確認しやすいように配慮) ○教育訓練、内部監査資料……報告監査担当者 ○報告書の保管……吸収量算定担当者 <p>○ データの確認</p> <p>測定データの確認は、モニタリングの実施者が自己チェックを行い、さらに吸収量算定担当者が実施した。</p> <p>吸収量算定の確認は、吸収量算定担当者が自己チェックを行い、さらに吸収量算定確認者が実施した。</p> <p>○ 内部監査</p> <p>内部監査員は、財団法人大阪府みどり公社が担当した。モニタリング手順書に従ったモニタリングと吸収量算定が実施されているか外部審査を実施する前に実施した。</p> <p>同公社は、本事業における協議会事務局を担当し、J-VER 制度に精通していることから、教育訓練及び機器のキャリブレーションまでを担当した。</p> <p>内部監査は年1回又はモニタリング報告書作成時に行った。</p> <p>○ 測定機器の維持・管理(機器校正等)</p> <p>測定機器の維持・管理は、データ測定者がそれぞれの機器の取扱説明書に基づいて年1回以上使用前に実施した。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>なし</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 <p>(その他特筆すべき事項)</p>

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

	なし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.3						
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.3					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年12月1日～2013年3月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ>							
モニタリング対象面積	47.13 ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				219 (2011年12月1日～2013年3月31日)		
認証依頼削減・吸収量	219 t-CO2 ³						

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
<p>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</p>	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： _____ 大阪府森林組合 _____</p>
<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上